

合同会社 NWE－09インベストメント「(仮称)新温泉風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年2月8日付けで合同会社NWE－09インベストメントより届出された「(仮称)新温泉風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成 30 年 4 月 16 日
- (2) 兵庫県知事意見 * 平成 30 年 7 月 18 日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第10回)
* 平成 30 年 7 月 25 日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・オオサンショウウオは、目視で調査をするのは非常に難しい。環境 DNA を使うということだが、100%わかるわけではない。既存資料で発見されている箇所は生息しているということで考えた方がよいのではないか。	・ご指摘のとおり準備書において対応します。
・専門家の意見で植生調査では典型部をおさえておけばよいという指摘があるが、単に典型部ではなく、地形との兼ね合いでよく観察をし、必要なところで調査すべきである。	・ご指摘のとおり対応します。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、兵庫県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。